

北海道告示第11047号

北海道が令和5年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年7月21日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その23)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 畑作等促進整備事業 畑作物・園芸作物の生産拡大等を推進するための水田の畑地化や畑地かんがい施設等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 土地改良区連合 土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織 農業委員会（ただし、補助対象経費欄の（2）のセに掲げるものに限る） 農業法人等</p>	<p>市町村、土地改良区、農業協同組合等が、畑作等促進整備事業を行う場合における、次の施設等の整備に要する経費、又は合わせ行う活動に要する経費 （1）定額助成 ア ほ場の区画拡大 イ 暗渠排水 ウ 湧水処理 エ 末端畑地かんがい施設 オ 土層改良 カ 更新整備 キ 畑作転換工 ク 条件改善推進費 ケ 高収益作物転換推進費 コ 新植・改植支援 サ 幼木管理支援 シ 経営継続発展支援 ス 園芸作物モデル産地形成支援 セ 産地形成支援事業 （2）定率助成 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道等 カ 農地造成 キ 農用地の保全 ク 富農環境整備支援 ケ スマート農業導入支援 コ 小規模園地整備 サ 粗放的農地利用整備 シ 管理省力化支援 ス 品質向上支援 セ 条件改善促進支援 ソ 高収益作物導入支援 タ 高付加価値農業施設支援 チ 機械作業体系導入支援 ツ 労働生産性向上技術導入支援 テ 指導 ※（1）のク～セ、（2）のス～テを実施する場合、（1）のア～キもしくは（2）のア～シのいずれかを実施しなければならない。</p>	<p>別記1のとおり</p> <p>100分の50以内、ただし、営農用水を除き（2）アを実施するものにあつては、100分の64以内（別記2に掲げる場合にあつては、100分の55以内、ただし、営農用水を除き（2）アを実施するものにあつては、100分の69以内）</p>	<p>農政第20号様式 農政第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 農政第227号様式</p>	<p>農政第31号様式 農政第105号様式から農政第107号様式 農政第109号様式から農政第112号様式その1まで 農政第113号様式 農政第227号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	